

盛岡市スポーツ施設広告掲出事業募集要項その2

盛岡市では、スポーツ施設の持続的な運営体制を構築することを目的として、施設を活用した広告掲出事業を行うこととし、次のとおり広告取扱業者又は広告主を募集します。

1 広告関係規程

本事業は、「盛岡市広告掲載要綱」、「盛岡市広告掲載基準」及び「盛岡市スポーツ施設広告掲出取扱要領」に基づいて行います。

2 掲出場所・掲出区画

- (1) 盛岡市立総合プール
- (2) 盛岡タカヤアリーナ
- (3) いわぎんスタジアム
- (4) みちのくコカ・コーラボトリングリンク
- (5) 盛岡体育館
- (6) 盛岡市立太田テニスコート
- (7) きたぎんボールパーク

計7施設 計 66区画（詳細は、別紙「掲出場所概要」を参照ください。）

3 広告掲出事業イメージフロー

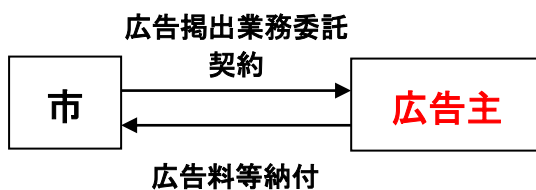
(1) 広告取扱業者が仲介する方式



市が、特定の区画における広告掲出業務を広告取扱業者に委託する方式です。

広告取扱業者は、希望する区画にかかる広告料及び行政財産使用料を市に納付し、広告主の募集から広告の掲出及び撤去（原状復旧）までを行っていただきます。

(2) 広告主と市が直接契約する方式



市と広告主が、広告掲出に係る契約を直接締結する方式です。

広告主は、希望する区画に係る広告料及び行政財産使用料を市に納付し、広告の掲出から撤去（原状復旧）までを行っていただきます。

今回募集するのは、(1)の広告取扱業者と(2)の広告主です。

4 応募資格要件

- (1) 広告掲出に応募できる**広告取扱業者**は、次の者としします。
盛岡市スポーツ施設広告掲出取扱要領第6に規定する資格要件を全て満たすこと。
- (2) 広告掲出に応募できる**広告主**は、次の要件を満たす者としします。
 - ア 盛岡市広告掲載要綱第6第1項各号に該当すること。
(上記に該当しないものの広告については、広告掲載枠に余裕がある場合掲載できます。)
 - イ 盛岡市広告掲載基準第3に該当する業種又は事業者ではないこと。

5 広告取扱業者が行う業務

広告取扱業者は、以下の業務を請け負うこととし、その費用を負担するものとします。

- (1) 施設に広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市への広告原稿の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) 広告の設置、撤去（原状復旧）及び維持管理
- (5) その他附帯する事務

6 市と広告主との直接契約

広告主と市が直接契約する場合、広告主は以下の業務を請け負うこととし、その費用を負担するものとします。

- (1) 市との連絡調整及び市への広告原稿の提出
- (2) 広告の設置、撤去（原状復旧）及び維持管理
- (3) その他附帯する事務

7 募集方式等

(1) 募集方式

申込書に、掲出施設、掲出場所、掲出期間及び提案広告料を、1区画ごと記入し、下記申込先まで郵送もしくは持参ください。

提案広告料については、「興行の主催者の意向により、興行中に広告の掲出を行わない場合（例：掲出広告を幕で覆う等）がありますが、その場合の広告料金額の減額は行いません。」とされていることを考慮し、掲出期間に合わせてお考え下さい。

注1：掲出期間につきましては、開始日は必ず月の初日、終了日は必ず、月の最終日とし、令和6年5月1日から令和7年3月31日までに納まる範囲にしてください。

注2：申込みの後、審査が必要になるため実際の掲出まで時間を要します。

掲出期間開始日の1か月前までに、申込書を提出ください。ただし、掲出期間を令和6年5月1日からにしている申し込みに限り、令和6年4月12日まで受け付けます。

(2) 募集期間

令和6年4月1日（月）から 令和7年1月31日（金）まで

(3) 申込先

盛岡市交流推進部スポーツ推進課施設整備係

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎別館7階

8 決定方法

原則、先着順とします。

- (1) 市が設定する最低額以上の提案広告料で、最初に申込書が市に到着した事業者を第一候補者とします。掲出場所及び掲出期間が重複し、同一順の場合は、提案価格が最も高い事業者を第一候補者といたします。区画が複数ある掲出場所については、先着順で場所を選んでいただきます。
- (2) 第一候補者が広告取扱業者の場合は、資格要件の確認を行い、その後契約手続きに移行します。
- (3) 第一候補者が広告主の場合は、盛岡市スポーツ施設広告掲出取扱要領第12に基づく、書類一式を市に提出していただき、スポーツ施設広告審査会における審査を経て、掲出の可否を決定します。その後、契約手続きに移行します。

9 契約方法等

(1) 契約方法

随意契約を行います。

(2) 契約期間

掲出期間と同期間とします。

(3) 広告料金額

原則、提案広告料に消費税及び地方消費税額を加算した額とします。

(4) 留意事項

- ア 上記(3)のほか、一部区画を除き行政財産使用料が発生します。(詳細は、別紙「掲出場所概要」を参照ください。行政財産使用料は、掲出期間に応じて月割等計算により算出します。なお、減価償却等により、若干変動する場合があります。)
- イ 施設の休館日や開設期間以外の期間における広告料金額や行政財産使用料の減額は、行いません。
- ウ 興行の主催者の意向により、興行中に広告の掲出を行わない場合(例：掲出広告を幕で覆う等)がありますが、その場合の広告料金額や行政財産使用料の減額は、行いません。

10 広告掲出に伴う責務等

- (1) 広告の設置及び撤去並びに維持管理は、広告取扱業者又は広告主に実施いただきます。
- (2) 広告の設置又は撤去の際に、施設を毀損し、又は破損したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償してください。
- (3) 広告の掲出に伴い生じた事故等により、第三者に損害を与えた場合は、設置した広告取扱業者若しくは広告主の責任及び負担において解決してください。
- (4) 広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権等の不適正な処理、又はその他不正な行為を行ってはなりません。
- (5) 広告掲出期間中に広告が毀損し、又は破損したときは、市の責めに帰すべき理由によるものを除き、市はその責任を負いません。

11 掲出できない広告

次に該当するものは、掲出できません。

《掲出できない広告の内容(盛岡市広告掲載要綱第5)》

《掲出できない業種・事業者(盛岡市広告掲載基準第3)》

12 広告掲出の取り消し等

次のいずれかに該当する場合は、市は広告掲出を取り消すことができます。

- (1) 盛岡市広告掲載要綱第13第3項の規定による時。
- (2) その他広告掲出に支障があると市長が認めるとき。

なお、広告の掲出を取り消した場合でも、広告取扱業者又は広告主が市に納付した広告料等の減額及び返還は、行わないものとします。

13 お問い合わせ先

不明な点がありましたら下記までお問合せください。

盛岡市交流推進部スポーツ推進課施設整備係
〒020-8530 盛岡市内丸12-2(本庁舎別館7階)
TEL: 019-603-8006 FAX: 019-603-8015
E-MAIL: sports@city.morioka.iwate.jp